

# 伊 勢 市 公 報

第 140 号  
平成 23 年 9 月 5 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 伊勢都市計画道路の変更について	5
○ 道路の区域変更について	6
○ 道路の供用開始について	7
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 小俣町土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	8
・ 選挙長の行う告示の方法について	9
・ 候補者届出書等の提出場所について	10
・ 候補者届出書等の様式について	11
・ 投票用紙等に押すべき印について	12
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	13
・ 選挙立会人の選任について	14
・ 投票用紙の様式について	15
<b>上下水道告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	17
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	18
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	19
<b>公 告</b>	
○ 伊勢都市計画道路の図書の写しの縦覧について	20

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 8 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 34 号

### 伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条第 4 項」を「、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条第 4 項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条第 1 項、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2 第 1 項又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 第 1 項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 120 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
矢持町上村区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10  
項の規定により告示します。

平成 23 年 8 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 浦 西 之 昌

伊勢市矢持町上村 292 番地 2

変更後 奥 山 和 昭

伊勢市矢持町上村 308 番地

## 伊勢市告示第 121 号

都市計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年 8 月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画道路

3・4・9号 高向神田線

3・4・11号 伊勢市駅北口線

3・5・51号 一之木神田線

3・5・56号 宮後東紡線

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 122 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 23 年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	竹ヶ鼻小木 1 号線	小木町字萩原 153 番 1 地先から 小木町字萩原 183 番 1 地先まで	旧	7.0	64.2
			新	6.0	56.2

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 123 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
竹ヶ鼻小木 1 号線	小木町字萩原 153 番 1 地先から 小木町字萩原 183 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 8 月 19 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市選挙管理委員会告示第 31 号

平成 23 年 9 月 25 日任期満了の小俣町土地改良区総代選挙について、下記のとおり  
執行します。

平成 23 年 8 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| 1 選挙期日     | 平成 23 年 9 月 7 日 (水) |
| 2 投票時間     | 午前 9 時から午後 3 時まで    |
| 3 選挙すべき総代数 | 35 人                |



伊勢市選挙管理委員会告示第 32 号

平成 23 年 9 月 7 日執行の小俣町土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、  
伊勢市公告式条例によります。

平成 23 年 8 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 33 号

平成 23 年 9 月 7 日執行の小俣町土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 8 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

提出場所 伊勢市小俣町本町 3 番地  
小俣町土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第 34 号

平成 23 年 9 月 7 日執行の小俣町土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 8 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

- 1 候補者届出書  
公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用する。
- 2 候補者辞届出書  
公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用する。

伊勢市選挙管理委員会告示第 35 号

平成 23 年 9 月 7 日執行の小俣町土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 8 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記



伊勢市選挙管理委員会告示第 36 号

平成 23 年 9 月 7 日執行の小俣町土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 23 年 8 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	南 享之	省略	辻 経生

伊勢市選挙管理委員会告示第 37 号

平成 23 年 9 月 7 日執行の小俣町土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記  
のとおり選任します。

平成 23 年 8 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

選 挙 立 会 人			
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	森下 大造	省略	橋本 清

伊勢市選挙管理委員会告示第 38 号

小俣町土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 23 年 8 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

平成二十三年  
執行 小俣町土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市  
選挙管理  
委員会印

こうほしゃしめい  
候補者氏名

--



## 伊勢市上下水道事業告示第 30 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 23 年 8 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 23 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 23 年 9 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
本町、二見町溝口の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 31 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 23 年 8 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
314	森 設 備	伊勢市大湊町 165 番地 1	平成 23 年 8 月 17 日

伊勢市上下水道事業告示第 32 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 8 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
354	向井水道	志摩市阿児町立神 2982 番地 1	平成 23 年 8 月 23 日

## 伊勢市公告第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成23年8月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画の種類及び名称

#### 伊勢都市計画道路

- 3・2・1号 外宮度会橋線
- 3・3・3号 山田二見線
- 3・4・6号 本町大湊線
- 3・4・7号 下卯起宮川駅野依橋線
- 3・4・10号 新開大湊線
- 3・4・12号 茶屋松下線

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課